

第6章

知立が輝くための
仕組みづくり

第1節 市民が取り組む仕組みづくり

節の構成

施策 1 市民協働

- 1 協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信
- 2 市民活動の活性化支援
- 3 協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり
- 4 まちづくり委員会の活性化支援

施策 2 市民参画

- 1 計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大
- 2 市民からの広聴の充実
- 3 市民参画・広聴の活用

施策 3 地域コミュニティ

- 1 地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり
- 2 地域コミュニティ活動の活性化支援
- 3 地域コミュニティのリーダーの育成
- 4 地域活動施設の整備・管理の支援



協働の取組方針

- ▼多様化する市民活動・地域活動を積極的に応援できる体制の充実をめざします。
- ▼市民の様々な主体と行政が協働の考え方を共有し、地域の課題を解決するための協働を実践に結びつけるための仕組みの構築をめざします。
- ▼知立市まちづくり基本条例に基づき設置されているまちづくり委員会においては、市民と行政による協働事業の研究を行うとともに、市民の主体的活動に対する行政支援をめざします。

第6章

知立が輝くための仕組みづくり

第1節 市民が取り組む仕組みづくり

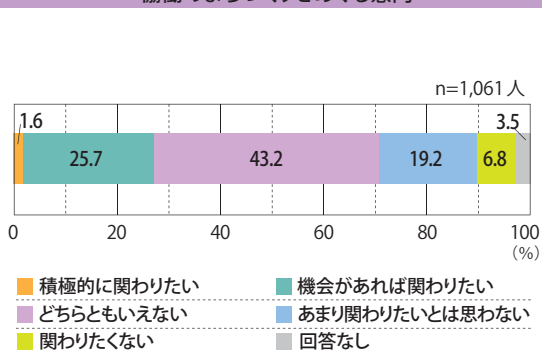
1 市民協働

施策

現状と課題


- 市民協働とは、地域の課題の解決を図るために、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもとでともに考え協力し、行動することをいいます。
- 本市では、2005年3月に知立市まちづくり基本条例を制定し、市政運営の指針を定めるとともに、協働を原則としてまちづくりを推進してきました。
- まちづくり基本条例に基づき設置する市民主体のまちづくり委員会では、これまで市民の視点から見た行政課題や取り組むべき施策をとりまとめ、行政への提言を行ってきました。しかし、より市民を主体とした協働のまちづくりを進めるため、2014年3月、地域の課題に対して市民が取り組む施策をとりまとめた「知立市市民版まちづくり計画」を策定しました。今後、まちづくり委員会ではこの計画に基づき具体的な取組を進めていくこととしています。一方、福祉、環境、まちづくり、防災など様々な分野で、ボランティアやNPOによる市民活動が徐々に活性化しており、地域が抱える課題の解決に向けてその活躍が期待されています。
- 地方分権が進み、自主自立の自治体運営が強く求められるなか、まちづくり基本条例の認知度を高め、市民の自主的・自発的な活動を尊重しながら、市民主体のまちづくりがさらに活性化するために、環境の整備や支援を行っていくことが必要です。
- 本市では鉄道高架、駅周辺区画整理、再開発事業が進められており、これを契機として、市民、NPO、ボランティア等と行政との協働だけではなく、企業とも連携した協働のまちづくりへと展開することが求められています。

協働のまちづくりをめぐる意向



知立市ボランティア・市民活動センター登録者数の推移



**施策がめざす
将来の姿**

市民、市議会、市がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、協働しながらまちづくりを進めています。

施策の内容**1 協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信**

- 市民の主体的なまちづくり、市民と行政との協働のまちづくりを促進するため、市民や市民活動団体・NPO、企業、市職員に対して協働に関する講座を開催したり、まちづくり基本条例の周知を行うなど協働意識の啓発を行います。
- 市民の市民活動への参加促進や市民活動の充実を図るため、市民団体の活動内容や活動状況、市民生活の様々な分野における協働の取組事例などの情報を、市民や市職員など様々な主体が受発信し、共有できる仕組みを構築します。

2 市民活動の活性化支援

- 市民活動の活動拠点、交流拠点として、社会福祉協議会と連携して、知立市ボランティア・市民活動センターの機能強化、充実を図ります。
- 多様な主体が連携した公共的な活動が活発になるよう、地域組織、市民、ボランティア・NPO、市民活動団体、高等学校、大学、企業等が交流する場を設け、ネットワークづくりに努めます。
- 市民活動がさらに活性化するよう、相談員のスキルや知識を高めるなど、相談体制を充実するとともに、活動の充実につながる講座の開催など、担い手育成を充実します。

3 協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり

- 市民活動団体の公共的・公益的サービスの担い手としての活動を促進し、本市の協働のまちづくりを推進するため、行政・市民の役割分担や必要な支援制度など、市民と行政との協働の方針策定とその推進の仕組みを構築します。

4 まちづくり委員会の活性化支援

- まちづくり委員会がより活発に活動できるよう、位置づけや行政との連携のあり方について検討します。

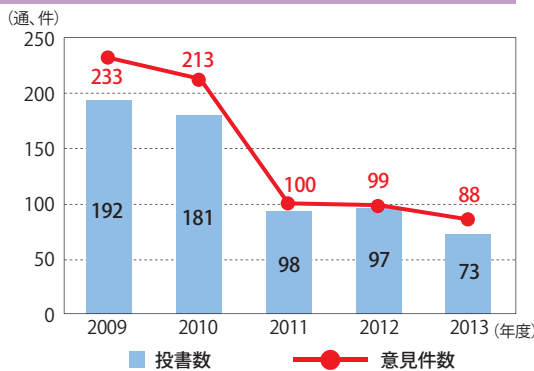
第1節 市民が取り組む仕組みづくり

施策 2 市民参画

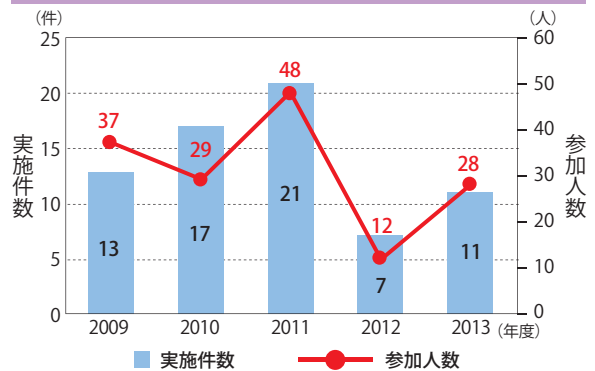
現状と課題

- 市民参画とは、計画の策定等、市民がまちづくりの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- 本市では、2005年3月に制定した知立市まちづくり基本条例の中で、審議会等への市民公募委員の選定、市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施を義務付けています。
- 広聴事業としては市民からの手紙、おいでん市長室、地区単位で市民と市長が意見交換を行う市長意見交換会を実施してきました。さらに2014年度より市長と市民が市役所ロビーで気軽に話ができる市長ふれあいトークを開始しました。広聴の3事業については、年々参加人数・件数が減少しています。また、審議会などの各種委員会では世代や属性の偏りがみられます。このため、より多くの多様な市民の意見が市役所に届くよう、制度の周知や活用促進、参加しやすい機会づくりが求められています。
- 市民参画・広聴事業は市民の意見を聴くだけで終わるのではなく、寄せられた意見について説明責任を果たすとともに、内容を判断しながら、施策・事業への反映を行う環境づくりが重要です。

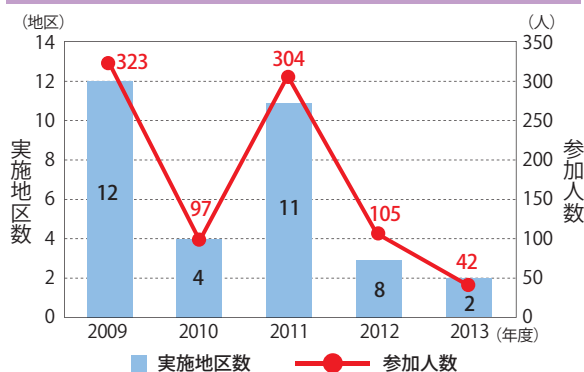
市民からの手紙の投書数及び意見件数の推移

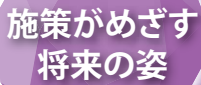


おいでん市長室の実施件数及び参加人数の推移



市長意見交換会の実施地区数及び参加人数の推移



**施策がめざす
将来の姿**

市民が意見を言う幅広い機会が整っており、より多くの市民の意見が市政に反映され、市民と協働した「輝くまち みんなの知立」を形成しています。

施策の内容**1 計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大**

- 各種審議会や策定委員会等の市民委員の募集やパブリックコメントの実施について広く広報に努めます。
- 市政への市民参画にあたっては、無作為抽出方式の活用、市民が参加しやすい委員会の開催日時、参加方法の検討など、世代や性別など属性に偏らない多様な市民が参画できる機会づくりに努めます。
- 施策実施段階においても、市民参画機会の拡大を進めるため、市民の目線を取り入れた施策の実施に努めます。

2 市民からの広聴の充実

- より多くの市民意見を聴き、市民と協働して市政を運営するために、現在実施している市民からの手紙、市長意見交換会、おいでん市長室、市長ふれあいトークを継続して実施するとともに、広報ちりゅう、ホームページ等で一層のPRを行います。
- 広聴事業の実施の際には、関係部署の職員が積極的に参加します。
- 市民意識調査等において市民の意向を把握するとともに、他市で行っている広聴事業の実態を調査・研究し、本市における効果的な広聴事業のあり方を検討・改善します。

3 市民参画・広聴の活用

- 市民の意見について、内容を判断しながら施策・事業への反映を行うため、意見への対応について関係機関との協議や、庁内全体で検討していく環境づくりを行います。
- 市民の意見内容やその対応について、内容を精査しながら、広報ちりゅう、ホームページ等で公開します。

第1節 市民が取り組む仕組みづくり

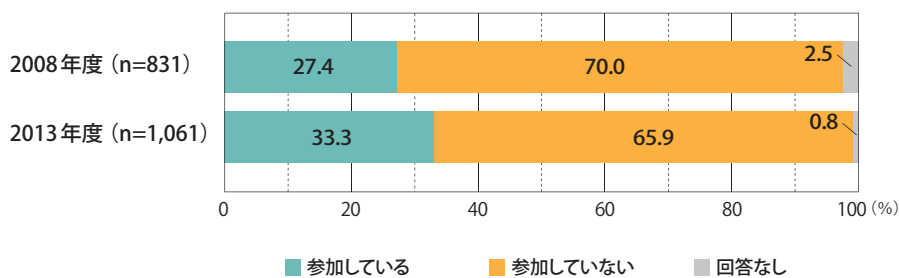
施策

3 地域コミュニティ

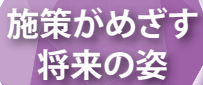
現状と課題

- 本市には31の町内会があります。これまで市民と行政それぞれの立場で、地域と連携・協力しながら地域自治の運営に取り組んできました。地域においては、福祉や防犯、防災、多文化共生など地域の課題に対応した地域独自の取組が進められています。
- 近年、町内会加入率や地域コミュニティ活動に参加している人の割合（市民意識調査）は微増傾向にあります。単身世帯の賃貸住宅が多い町は町内会加入率が低い傾向にあるとともに、多くの地域で役員のなり手がない、町内行事等への参加者が少ない状況もみられます。
- 少子高齢化をはじめとした社会状況や市民のライフスタイル、価値観の変化に伴い、地域の課題はさらに多様化、複雑化しています。特に、住民の高齢化により、単独では様々な課題に対応できない町内会が出てくることも懸念されます。一方で、地域の生活環境の維持、防災・防犯、介護や子育てなど、個人や家庭の力だけでは解決できない問題が増えており、地域に対する期待は高まっています。
- 近年では、町内会の区域を越えた課題解決や地域づくりに取り組むために、来迎寺地区をモデルとして、町内会を超えたコミュニティづくりに取り組んでいます。
- 今後は町内会活動の活性化を図るとともに、自分達の地域は自分達で守るという意識のもと、一人ひとりが身の回りの問題を地域全体の問題として捉え、地域住民が力を合わせて地域住民のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを進めることが求められています。
- 行政には、地域と役割分担をしながら、地域主体による自主的・主体的な活動を誘引・活性化するための支援や仕組みづくりが求められています。

地域のコミュニティ活動への参加状況



資料：各年度知立市市民意識調査

**施策がめざす
将来の姿**

多様化する地域課題への対応や地域コミュニティの運営に関わる人材が育ち、ネットワークができており、地域自らが課題を発見・認識・共有し、解決しています。

施策の内容**1 地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり**

- 地域活動の充実や地域住民の参加を図るため、各地域コミュニティの活動内容や、町内会への加入促進、環境美化や三世代交流や多文化共生など地域に応じた多様な課題に対する活動の先進事例などを収集し、広く市民や地域コミュニティに発信します。
- 地域コミュニティと地域を支える様々な主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場、交流の機会を創出します。

2 地域コミュニティ活動の活性化支援

- 市民と行政が協働で進める住みよい地域づくり・まちづくりをめざし、地域コミュニティと連携して、市民のコミュニティ意識の醸成と町内会への加入促進に取り組みます。
- 地域コミュニティの運営について相談支援を行います。
- 地域コミュニティ活動の助成事業について地域コミュニティのニーズに合った制度の見直しを行います。
- 地域の課題に対応するための町内会同士の連携や、枠組みの再構築等の支援を行います。

3 地域コミュニティのリーダーの育成

- 地域住民による身近な地域課題の解決への積極的な取組を促進するため、地域コミュニティ活動の中核を担うリーダーとなる人材の発掘・育成に取り組みます。

4 地域活動施設の整備・管理の支援

- 地域の市民が集い、活動しやすい環境を提供するため、地域コミュニティの活動拠点となる公民館などの施設整備や修繕に対して支援を行います。

第6章

知立が輝くための
仕組みづくり

第2節 地域経営力のある行政づくり

節の構成

施策 1 行政運営

- 1 行政マネジメントの強化、組織・機構の適正化
- 2 人事管理の適正化、職員の能力開発の推進
- 3 広域行政・広域連携の推進

施策 2 財政運営

- 1 歳入確保の推進
- 2 適切な予算配分、財政運営の効率化
- 3 公共施設配置等の適正化
- 4 受益者負担の適正化の推進

施策 3 広報・情報化

- 1 広報誌やホームページの充実・改善
- 2 電子化による行政運営の効率化
- 3 ICT(情報通信コミュニケーション技術)による地域活性化



協働の取組方針

- ▼「新しい公共」の概念にもとづき、市民団体やNPOが持つ専門性・機動性を活かすべき分野において、積極的な役割の委任をめざします。
- ▼ソーシャルメディア等による市民の情報発信と行政の情報発信の連携により、地域情報発信の充実をめざします。

第2節 地域経営力のある行政づくり

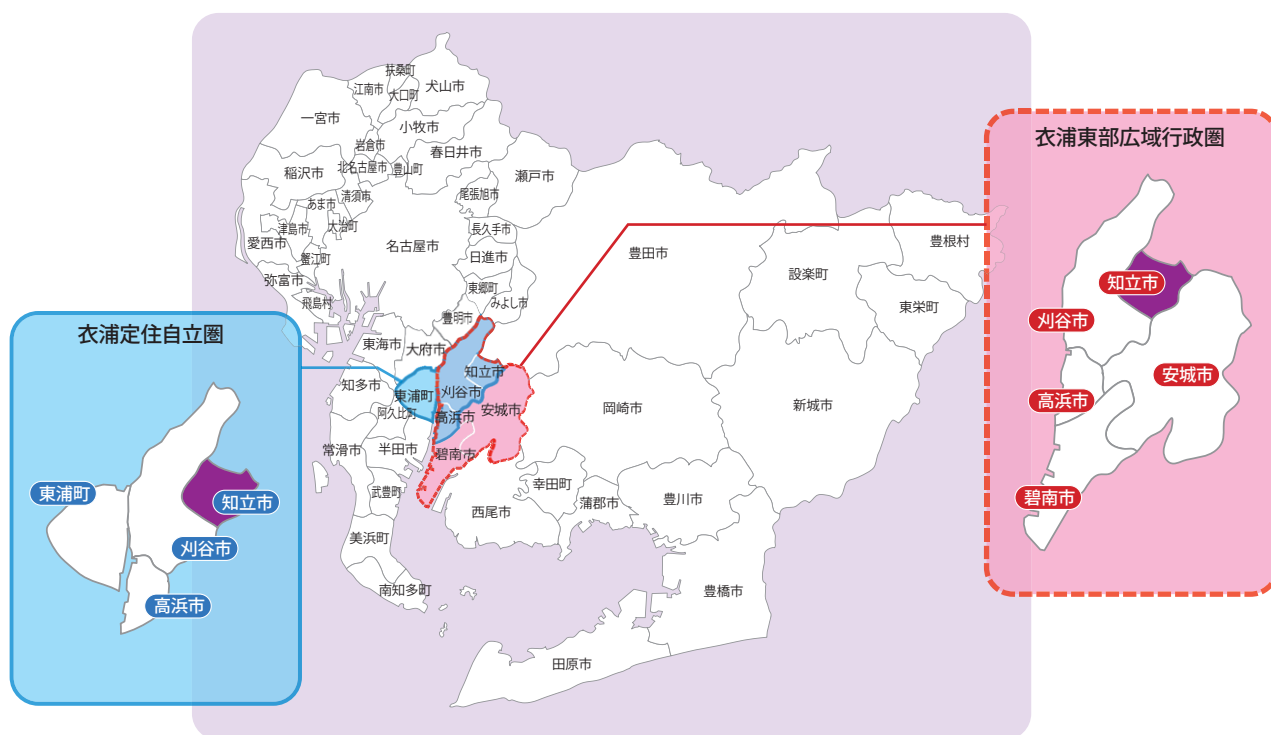
施策

1 行政運営

現状と課題

- 地方分権の進展に伴い、国や県から様々な権限や財源が移譲される中で、自主性・自立性の高い行政運営が求められています。このような中で本市では、2010年に策定した行政経営改革プラン（第4次行革大綱）に基づき、継続的な行政改革、歳出削減と歳入確保、組織機構の見直しなどを進めてきました。
- 今後も新たな行政課題や地方分権への対応、厳しい財政状況における行政運営の効率化、適正化を図るため、行政改革をさらに推進していく必要があります。
- 本市職員の人事に関しては、行革大綱に基づき、より効率的で有用な行政サービスを推進するとともに、市民と職員が考える「個性豊かなまちづくり」を実現するためには、高い能力と意欲を持った職員の育成、目標に向かって自発的に学習できる自主性や自立性の高い職員が必要となっています。このため、人員配置の適正化や職場環境の改善とともに、職員採用については、様々な雇用形態を活用しながら、必要最小限かつ有為な人材確保に努める必要があります。
- 公共施設等の相互利用、消防の運営、地域医療連携等においては、近隣自治体との連携により進めています。今後も本市単独では対応の難しい課題や周辺自治体との連携により効率的・効果的に実施できる課題に関しては、引き続き広域的な視点に立った行政運営を拡大していくことが求められています。

本市が参加する広域行政圏域



施策がめざす 将来の姿

適正なマネジメントにより効率的で質の高いサービスが市民に提供され、持続可能な行政運営が実行されています。広域的なまちづくりにより、他自治体との連携や事務の効率化が進み、魅力のある圏域を形成しています。

施策の内容

1 行政マネジメントの強化、組織・機構の適正化

- 行政評価による総合計画の定期的な進行管理により、予算と連動させた事業の優先順位付けを図るとともに、分野・組織横断的な施策の実施により行政マネジメントを強化します。
- 行政改革の推進により、業務の効率化、市民サービスの向上、歳入歳出の適正化など、行政運営の改善に努めます。
- 新たな行政課題や市民ニーズに対応するための市役所の適正な組織・機構を構築します。また、民間活力の積極的な導入を検討し、業務の効率化、市民サービスの向上につながる民間委託の実施や、官民協働の取組を推進します。

2 人事管理の適正化、職員の能力開発の推進

- 職員の流動的配置、臨時的・任期付・再任用職員の活用、早期退職制度の導入により、計画的な職員数の適正化を図ります。また、人事評価制度の導入により、人事管理や人員配置の適正化を図ります。
- 職員の個性の把握と貢献を認める人事評価の実施、効果的な研修体制の確立、自己啓発制度の導入、女性の積極的な登用等により、本市職員の能力開発を推進し、より質の高い行政サービスの実現に結びつけます。

3 広域行政・広域連携の推進

- 近隣自治体との共同事務処理、広域行政については、事務の効率化、市民サービスの向上にとって効果の高い施策や事務事業について検討し、実現可能なものは順次実施します。
- 近隣自治体以外の他自治体との連携に関しても、相互の安心安全や利便性、魅力の向上につながる事業を検討し、連携を推進します。

関連する 個別計画等

知立市定員適正化計画	(2011年度～2015年度)
第3次衣浦東部広域行政圏計画－改訂版－	(2000年度～2015年度)
衣浦定住自立圏共生ビジョン	(2012年度～2016年度)

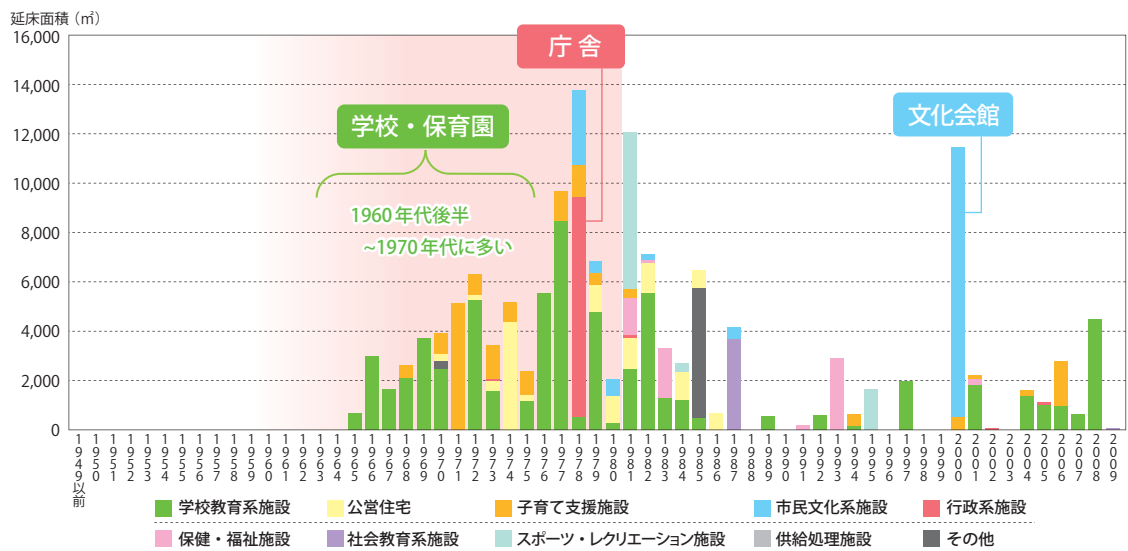
第2節 地域経営力のある行政づくり

施策 2 財政運営

現状と課題

- 社会経済情勢の中長期の予測が困難な状況の中、国の政策等によっては財政も先行きが不明瞭になっていくことも考えられるため、本市においては、地方分権の進展にあわせて財政運営の健全性及び自立性を高めていく必要があります。
- 本市の財政状況は、公債依存度及び経常収支比率の高い状況が続く中、歳出面では今後高齢者の増加による社会保障費の増大、知立駅付近連続立体交差事業及び駅周辺土地区画整理事業の本格化、さらには公共施設の長寿命化に向けたより一層の支出の増大が見込まれます。
- このような状況の中でも、現在の地域課題への対応や将来の地域発展のために必要な事業を着実に実施していく必要があるため、積極的な歳入確保、適切な予算配分に取り組むとともに、今後は長期的な視点にもとづき、すべての事業の総点検を行い、市民生活にとって真に必要な施策に「選択と集中」させることのできる予算編成手法の構築を進めていく必要があります。
- 公共施設に関しては、1960年代後半から1970年代に建築された施設が多く、今後一斉に更新時期を迎えます。建替や大規模改修には多額の費用が必要になることから、適切な修繕等により長寿命化を図り、更新時期の分散化を図ることが必要となっています。また、道路・公園・上下水道などの施設に関しても、計画的な修繕により、安全な状態でできるだけ長く使用することが必要になっています。
- 本市の人口も将来的には減少に転じることが予想されることから、今後は公共施設の役割を見直して、必要な配置や機能等のあり方を検討する必要があります。
- また、施設やサービスの利用料に関しては、受益と負担の公平性、公正性を確保するため、施設やサービスの使用料等のあり方についても検討していく必要があります。

建設年代別施設区分別の公共施設の延床面積



施策がめざす 将来の姿

公債依存度の低い、健全な財政運営を行っています。
公共施設は、市民の利便性を向上させながら、適正に配置・維持管理されています。

施策の内容

1 歳入確保の推進

- 今後、支出が増加しても市政を安定的に運営し、着実に政策を推進するため、シティプロモーションをはじめとした様々な施策を人口増加、産業振興、都市力の強化につなげるにより、積極的な歳入確保を推進します。

2 適切な予算配分、財政運営の効率化

- 第6次知立市総合計画に位置付けられる施策や市役所の組織機構と関連付けた予算編成を行います。また、施策の実施状況や効果を評価する行政評価に基づく「選択と集中」による新しい予算編成手法を導入します。
- 年度によって生じる歳入や歳出の不均衡を調整するため、基金を活用して計画的に積み立てを行い、財政運営の長期的な安定化・健全化を図ります。
- 自主財源をできるだけ確保するため、市有財産の有効利用を図るとともに、財産の処分についての検討も進めます。

3 公共施設配置等の適正化

- 公共施設の総数、配置、用途等のあり方を検討し、適正化させることにより、市民サービス向上と支出の削減を図ります。
- 既存の公共施設については予防保全など計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図ることにより、維持管理に係るコストの見直しを図るとともに、修繕や建替えに係る支出の削減や均衡化を図ります。

4 受益者負担の適正化の推進

- 歳入確保だけでなく、行政サービスに対する負担の公平や均衡の観点から、各種の負担金、使用料、手数料、参加費等について、コスト算定等を行いながら検証を行い、受益者負担の適正化に努めます。

関連する
個別計画等

知立市公共施設保全計画基本方針 (2012年度策定)
知立市公共施設保全計画 (2015年度～2044年度)

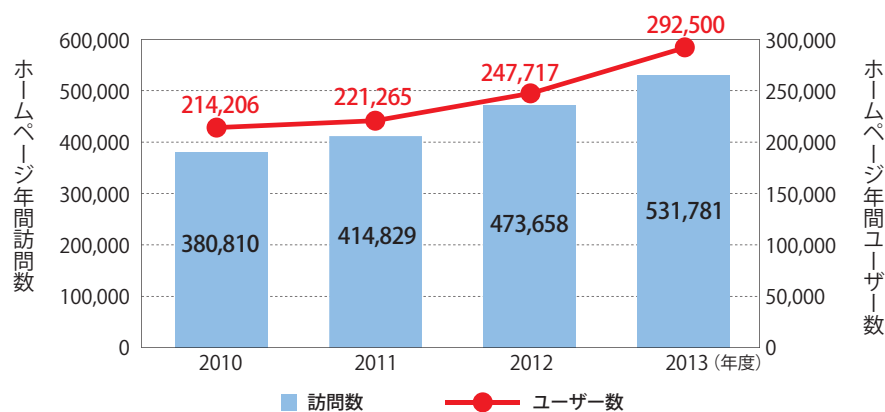
第2節 地域経営力のある行政づくり

施策 3 広報・情報化

現状と課題

- 本市の広報関連事業として、「広報ちりゅう」の毎月2回発行、ケーブルテレビ「KATCH (キャッチ)」、コミュニティFMラジオ「Pitch FM (ピッチエフエム)」等の報道媒体の利用、記者発表、本市公式ホームページ運営管理などを行っています。「広報ちりゅう」については、世帯数の増加に伴い発行部数も増加しています。「KATCH」「Pitch FM」等には本市で開催する催しや事業などの情報提供を行っており、近隣市への情報発信も担っています。
- 市長による報道機関への記者発表は毎月1回定例で行っており、その他にも各課から寄せられる案件は報道機関に随時提供しています。これらの情報提供は新聞記事になることもあり、県下全体や近隣市への情報発信にもつながっています。
- 本市の公式ホームページは、1998年に運用を開始して以来、行政情報を広く発信・公開する手段としての役割を担っています。ユーザー数及び訪問数は年々増加しており、情報公開や広報においてその重要性はさらに高まっています。ホームページには、誰もがどの端末機器からアクセスしても情報を取得できることが必要ですが、本市の公式ホームページにはこの配慮が不足しており、改善が必要となっています。一方で、インターネットを利用しない市民への情報格差が最小限となるよう、従来の広報紙等の充実などにより、十分に配慮する必要があります。
- 2015年10月から国が進める社会保障・税番号制度が始まりますが、これにより本市の多くの業務が他の公的機関や市町村とデータ連携することになります。法令やガイドラインに従い、速やかで確実な移行を進めるとともに、これを機会として、市役所内の業務のあり方の改善とともに、社会保障・税番号制度が市民にとっても便利な仕組みとなるように、わかりやすく広報・周知することが必要です。
- その他、市民や民間の情報利便性の向上を図るため、市内の公衆無線LANポイントの増加、地図情報の提供、オープンデータ（自由に利活用できるデータ）としての情報提供等の推進も必要となっています。

本市公式ホームページの年間訪問数及びユーザー数の推移



施策がめざす 将来の姿

市民と行政が多くを共有し、市民が地域の情報を容易に分かりやすく入手できるとともに、市民の個人情報を守られ、本市の情報化が、市民の安心・安全・快適生活に貢献しています。

施策の内容

1 広報誌やホームページの充実・改善

- 容易に行政や地域の情報を広く市民に分かりやすく伝えるため、「広報ちりゅう」の改善・充実を図るとともに、本市の地域情報を市外にも広く発信するため、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の各種メディアとの連携を積極的に行います。
- 本市公式ホームページについては、総務省が推奨するウェブアクセシビリティ（高齢者・障がい者等に配慮した設計）に速やかに対応させ、インターネット等に不慣れな人にも見やすく、使いやすく、分かりやすいホームページへの改善を図ります。

2 電子化による行政運営の効率化

- 社会保障・税番号制度導入時に必要となる情報システムを含めた業務フローや機構の見直しを行うとともに、事務の効率化を図ります。また制度導入を機に、個人番号カードを使ったコンビニエンスストア等における証明発行など、窓口業務等の住民サービスの向上方策を検討します。
- 電子システムの汎用化や共用化を図ることにより、内容の充実、安全性の向上とともに、改修や保守等の経費の節減を図ります。また、情報システム運用経費や事務の効率化とともに、災害時のバックアップ機能の構築のため、複数の自治体で情報システムを共同利用する自治体クラウドの導入を検討します。

3 ICT（情報通信コミュニケーション技術）による地域活性化

- 市内公衆無線LAN環境の整備や情報コンテンツ（情報の中身）の充実などにより、市民の情報取得環境、公共施設や観光地における情報利便性、災害等緊急時の情報提供サービスの向上を図ります。
- 市が保有するデータの積極的な公開により、公民の協働による公共サービスの提供、市が提供する情報による民間サービスの創出を促進します。



- 1 知立市まちづくり基本条例
- 2 総合計画策定体制
- 3 総合計画策定過程
- 4 総合計画審議会
- 5 市民参加
- 6 庁内検討組織
- 7 用語の解説

知立市まちづくり基本条例

■ 知立市まちづくり基本条例

私たちのまち知立市は、有数の歴史遺産と都市の景観が調和した、人々が集う魅力あるまちです。

私たち市民は、ここに集い、生まれ育ち、学び働き、暮らし、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人が築いた地域資源や文化を引き継ぎ、より暮らしやすくするとともに、豊かで潤いのある未来を次の世代へ繋げるために、ともに力をあわせていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。

市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに積極的に参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、市民、市議会、市が協働しながら、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会を実現しなければなりません。

このような認識の下、知立市のまちづくりの理念を共有し、このまちを誰もが暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、ここに知立市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、知立市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定めることにより、豊かで潤いのある地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (2) 協働地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え、協力し、行動することをいいます。
- (3) 参画市民がまちづくりの過程に主体的に参加し、意思決定にかかわることをいいます。
- (4) コミュニティ地域住民が互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に結ばれた組織又は集団をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 市民、市議会及び市は、次に掲げるまちづくりを推進するため、協働することを原則とします。

- (1) 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 人々が集う交流のまちづくり
- (3) 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
- (4) 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり
- (5) 芸術や文化を大切にすまちづくり

2 市民、市議会及び市は、情報を共有することを原則とします。

3 市民、市議会及び市は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をすることを原則とします。

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、まちづくりに取り組むにあたり、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(コミュニティ)

第6条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 市民は、コミュニティの役割を認識し、守り育てるよう努めるものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援しなければなりません。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与しなければなりません。

(市の責務)

第8条 市は、第3条第1項各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければなりません。

2 市は、市民の意見をまちづくりに反映するとともに、参画する機会を確保するため、必要な施策を講じなければなりません。

3 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、その活動を必要に応じて支援しなければなりません。

(市長の責務)

第9条 市長は、市の代表者として市政を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

2 市長は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければなりません。

3 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、協働によるまちづくりの推進に努め、市民の信託に応えなくてはなりません。

(情報の公開及び提供)

第10条 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、情報を積極的に公開し、及び提供しなければなりません。

(個人情報の保護)

第11条 市は、個人情報の保護に努めなければなりません。

(説明・応答責任)

第12条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければなりません。

2 市は、市民の意見、要望、提案等に対し速やかに応答するよう努めなければなりません。

(総合計画等)

第13条 市は、議会の議決を経て、この条例の理念に基づいた基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、又は変更するものとします。

2 市は、前項に規定する総合計画の進捗状況を明らかにするとともに、行政評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

3 市は、総合計画及び行政評価に連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければなりません。

(他の地方公共団体等との連携)

第14条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとします。

(市民意見提出手続)

第15条 市は、市の基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見、情報及び専門的知識の提出を求めなければなりません。

(審議会等)

第16条 市は、委員会、審査会、審議会等（以下「審議会等」という。）の委員に公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 審議会等の会議は、公開を原則とします。

(住民投票)

第17条 市長は、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な手続及びその他必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。

(まちづくり委員会)

第18条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民主体による自主研究組織として知立市まちづくり委員会を設置します。

(位置付け)

第19条 市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例の内容を最大限に尊重しなければなりません。

(見直し)

第20条 市は、この条例の施行後5年を越えない期間ごとにこの条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行なうものとします。

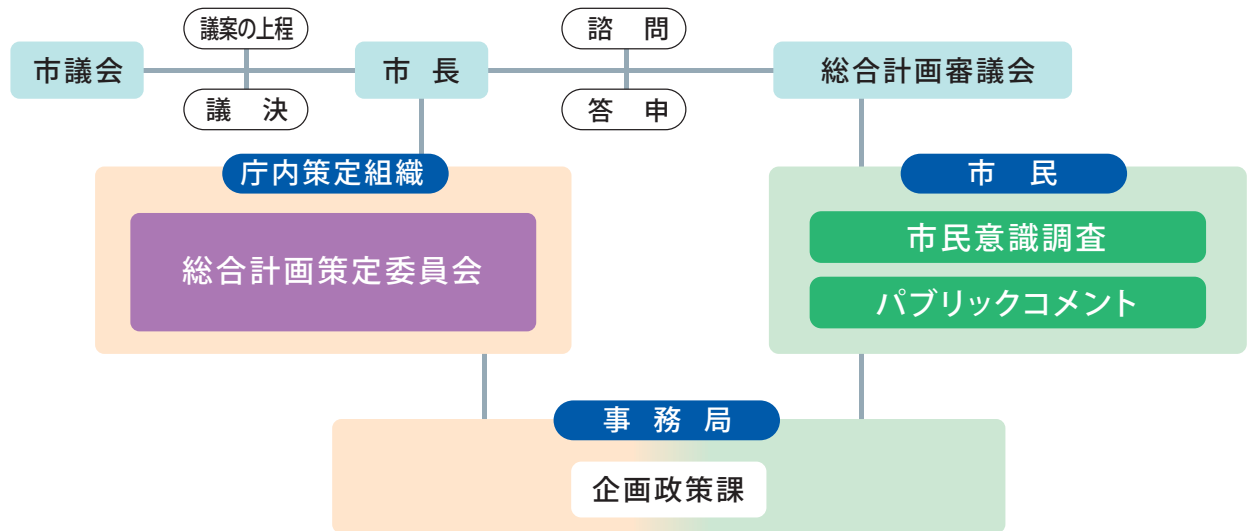
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

2 総合計画策定体制



3 総合計画策定過程

		総合計画審議会	総合計画策定委員会	庁内	市民意識調査 パブリックコメント
平成25年	6月				
	7月				
	8月				
	9月				18日～10月2日 市民意識調査
	10月			↑ 22日～11月8日 職員意識調査 ↓ 現行計画の評価シート記入	
	11月				
	12月				
平成26年	1月				
	2月		19日 第1回		
	3月		20日 第2回		
	4月				
	5月		19日 第3回	↑ 基本計画シートの作成 ↓	
	6月				
	7月	1日 第1回	29日 第4回		
	8月	8日 第2回 21日 第3回	18日 第5回 27日 第6回		
	9月	25日 第4回			
	10月				7日～11月5日 パブリックコメント
	11月	13日 第5回	11日 第7回		
	12月				

4 総合計画審議会

■ 知立市附属機関設置条例

条例第1号

知立市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任意務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 略

3 この条例の施行の際、現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員としての残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条－第4条関係）

執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	知立市総合計画審議会	総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は社会教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市教育委員会の委員 (6) 市農業委員会の委員	2年

第1編
序章

第2編
基本構想

人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

人々が集う交流のまちづくり

次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

第3編
基本計画

互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

芸術や文化を大切にするまちづくり

知立が輝くための仕組みづくり

資料編

■ 開催概要（日程・内容）

回	日時	実施内容
第1回	平成26年 7月1日(火) 15:00～17:00	○ 会長及び副会長選出 ○ 基本構想素案について
第2回	平成26年 8月8日(金) 15:00～17:00	○ 基本構想・基本計画について
第3回	平成26年 8月21日(木) 15:00～17:00	○ 基本計画について
第4回	平成26年 9月25日(木) 15:00～17:00	○ 基本構想・基本計画修正案について
第5回	平成26年 11月13日(金) 15:00～16:30	○ パブリックコメントに寄せられた意見と市の対応について

■ 委員名簿

No.	条例規定	役職・団体名	氏名(敬称略・順不同)
1	学識経験を有する者	愛知大学教授	鈴木 誠
2	福祉又は社会教育の関係者	社会福祉協議会	鈴木 恭子
3		身体障害者福祉協議会	保田 了一
4		社会教育審議会	土田 美紀子
5		区長会	野村 賢孝
6	地域団体又は公共的団体を 代表する者	自主防災会連絡協議会	關 勝
7		商工会	新美 文二
8		民生・児童委員連絡協議会	若松 勲
9		地域活動クラブ連絡協議会	毛受 直子
10		みらい	本田 由美子
11	市民	まちづくり委員会	小橋 和昭
12		まちづくり委員会	柿原 健
13	市教育委員会の委員	教育委員会	宇納 一公
14	市農業委員会の委員	農業委員会	石原 國彦 (7月20日から) (林 秋雄) (7月19日まで)

■ 諮問

26 知 企 第 139 号
平成 26 年 7 月 1 日

知立市総合計画審議会 会長 様

知立市長 林 郁夫

第 6 次知立市総合計画（案）について（諮問）

第 6 次知立市総合計画策定に関し、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定にもとづき、貴審議会の意見を求めます。

■ 答申

平成 26 年 11 月 13 日

知立市長 林 郁夫 様

知立市総合計画審議会
会長 鈴木 誠

第 6 次知立市総合計画について（答申）

平成 26 年 7 月 1 日付け 26 知企第 139 号で諮問のありました第 6 次知立市総合計画の策定について、本審議会においてこれまでに 5 回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の第 6 次知立市総合計画案につきましては、適当であるとの結論を得たので答申します。

市長におかれましては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、第 6 次知立市総合計画を決定され、将来像である「輝くまち みんなの知立～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～」の実現に努められるよう要望します。

■ 市民意識調査

- ・実施日時：平成25年9月18日（水）～10月2日（水）
- ・調査対象：9月1日現在の住民基本台帳から20歳以上の市民2,000人
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・回収結果：調査表配布数2,000に対して、無効票を除いた有効回収数は1,066で、有効回収率は53.4%

■ パブリックコメント

- ・実施期間平成26年10月7日（火）～11月5日（水）
- ・閲覧場所
 - 知立市役所2階企画政策課
 - 知立市役所3階行政資料コーナー
 - 知立市図書館
 - 知立市公式ホームページ
- 意見件数3名、39件

意見		対応
基本構想 知立市を取り巻く動向とまちづくりの主要課題について		3件
基本計画	第1章 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	7件
	第2章 人々が集う交流のまちづくり	9件
	第3章 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり	4件
	第4章 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり	2件
	第5章 芸術や文化を大切にするまちづくり	8件
	第6章 知立が輝くための仕組みづくり	5件
その他		1件
合計		39件

6 庁内検討組織

■ 総合計画策定委員会

・ 知立市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、知立市総合計画を策定するため、知立市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(策定部会)

第5条 委員会に次に掲げる事項を処理するため、知立市総合計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 基礎指標等の資料収集、分析及び分析結果の検討協議に関すること。

(2) 基本構想原案の策定に関すること。

(3) 基本計画原案の総合調整に関すること。

2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 部会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、企画部長をもって充て、副会長は会長が指名する。

5 部会は、会長が招集する。

(専門部会)

第6条 委員会に基本計画原案を策定するため、知立市総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長、会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員会、部会及び専門部会（以下「委員会等」という。）に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、企画部企画政策課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

略

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1編
序章

第2編
基本構想

人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

人々が集う交流のまちづくり

次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

第3編

基本計画

互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

芸術や文化を大切にす
まちづくり

知立が輝くための
仕組みづくり

資料編

別表（第2条関係）

副市長	教 育 長
企画部長	総務部長
福祉子ども部長	保険健康部長
市民部長	建設部長
都市整備部長	会計管理者
上下水道部長	教育部長
議会事務局長	

■ 開催概要（日程・内容）

回	日時	実施内容
第1回	平成26年 2月19日(水)	・第6次総合計画策定について(スケジュール・計画のあらまし・計画期間・将来人口・アンケート調査報告書)
第2回	平成26年 3月20日(木)	・将来人口について・計画書イメージについて
第3回	平成26年 5月19日(月)	・基本構想について
第4回	平成26年 7月29日(火)	・基本計画について
第5回	平成26年 8月18日(月)	・基本目標1～3について・審議会での意見等について
第6回	平成26年 8月27日(水)	・基本計画及び審議会での意見等について
第7回	平成26年 11月11日(火)	・パブリックコメントへの意見について

(50音順)

	用語	説明
あ	青色パトロール	青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールのこと。
い	イエローカード作戦	平成24年6月から開始した取り組みで、放置された犬のフンのそばに黄色い警告カードを置き、犬の散歩をする人へ啓発を行うもの。
え	NPO	営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。
お	オープンデータ	特定のデータを、一切の著作権、特許などの制御メカニズムの制限なしで、全ての人々が望むように利用・再掲載できるような形で入手できるように公開すること。
	おうちでごはんの日	愛知県作成の「あいち食育いきいきプラン」では、「食育の日」である毎月19日に合わせ、この日を「おうちでごはんの日」とし、早めに帰宅して、家族や友人と一緒に食卓を囲むよう勧めている。
か	かかりつけ医	身近な所において、病気の治療にあたり、また、日頃から健康に関する相談に気軽に応じてくれる医師のこと。
	家電四品目	廃棄する際有料となるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機のこと。
	加配	通常より教員を多く配置すること。
	稼働年齢	15歳から64歳まで。
き	狭あい道路	幅員4m未満などの狭い道路のこと。
く	グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」のこと。製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを推進し、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することをめざすもの。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。
け	健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、私たち一人ひとりが生きているなかで、元気で活動的に暮らすことができる長さのこと。
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組。防災が被害を出さないことを目指す総合的な取組であるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
こ	公園等愛護会	市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。
	高効率エネルギーシステム	ヒートポンプ、太陽光、太陽熱、地中熱等の自然エネルギーを利用する空調機・給湯器。
	高齢者人口	65歳以上の高齢者の人口。
	子ども110番の家	子どもが危ない目にあつた場合に助けを求めるための緊急避難場所。地域の家庭や事業所などの協力を得て設置されている。
さ	サイクルアンドライド	まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステムのこと。
	再生可能エネルギー	自然界に存在するエネルギー源に由来し、かつ自然界の営みによって消費速度と同等以上の速度で再生されるエネルギーを指す。現在の主要エネルギー源である化石燃料など、有限かつ、地球温暖化の原因物質である温室効果ガス発生抑制のための代替エネルギーとして、近年活発に利用され始めている。
し	ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のこと。後発医薬品ともいう。

第1編

序章

第2編

基本構想

人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

人々が集う交流のまちづくり

次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

第3編

基本計画

互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

芸術や文化を大切にす
るまちづくり知立が輝くための
仕組みづくり

資料編

	用語	説明
し	自治体クラウド	情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るために、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング（ソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式）技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めるもの。
	シティプロモーション	都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確認し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。
	市民意見提出手続（パブリックコメント）	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。
	生涯学習人材リスト	自分の趣味や経験したこと、学んだことを地域で生かしてみたい人達をリスト化したもので、市内小中学校や保育園、児童センターや公民館等の公共施設に置かれている。
	生涯学習地域推進員	各町内単位に設置されている、町内公民館などを活用して学習活動を推進していく人。
す	スマートフォン	携帯電話機の一形態で、多機能携帯電話であることが要件とされる場合が多い。
	3R	Reduce（リデュース）物を大切に使う。ごみを減らす。Reuse（リユース）繰り返し使う。Recycle（リサイクル）再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「3Rスリーアール」と呼んでいる。
せ	成年後見センター	第三者による成年後見を受けることが困難な所得や財産のない方に後見事務を提供するために設立された法人。後見センターは、判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担っている。
	セットバック	建物を後退して建てること。建築基準法では幅員4mに満たない道路に接する敷地に建物を建てる場合、道路の中心から2m後退しなければならないと規定されている。
そ	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
	ソーシャルネットワーキングサービス	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人たちが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ち	地域医療ネットワークシステム	刈谷豊田総合病院と定住自立圏域内の診療所などとの間をインターネットを通じてオンライン化することで、紹介時の診療予約、検査予約の効率化や診療情報の共有化など、受診者の利便性の向上を図るもの。100を超える診療所が参加し実施している。
	地域自立支援協議会	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業の適正な実施と障がい福祉サービス等の円滑な利用を図るため、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などの地域の関係者によるネットワークを構築し協議する機関。
	地区社会福祉協議会	小学校区単位の社会福祉協議会で、住みやすい地域社会づくりをめざして、市民がすすんで福祉活動へ参加できるように作られた組織。社会福祉法にある「地区社会福祉協議会」とは異なる。
	地方分権	国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。
	地方分権一括法	正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、国の地方分権推進計画に基づき、関連する475の法律を一括して一部改正、または廃止したもの。なお、「地方分権」とは、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。

	用語	説明
つ	ツイッター	Twitterは、Twitter社が提供している140文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービス。
て	定住自立圏	大都市への人口流出を防ぎ、地方への人の流れを創出するため、人口5万人程度の中心市と周辺市町村とが「協定」を結び、役割分担して医療や交通・情報ネットワークなどさまざまな都市機能を整備し、自立した「圏域」をつくる制度。
と	特定健診・保健指導	各保険者が、すべての被保険者や被扶養者に対して、年1回、メタボリックシンドロームに関連する健康診査を実施することが、平成20年度から制度化された。健診後、生活習慣病の発症リスクの度合いに応じて2グループに階層分けされ、それぞれ保健指導が提供されることとなった。
	特定非営利活動促進法	平成10年12月に、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として施行された法律。
	ドメスティック・バイオレンス	夫婦や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
ぬ	ヌートリア	南アメリカ原産の哺乳類の一種で草食動物。日本には本来分布していない外来種で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では指定第一次指定種に分類されている。
は	パークアンドライド	都市中心部などの交通渋滞を緩和するため、自動車等を郊外の鉄道駅又はバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法をさす。
	バリアフリー	高齢者や障害者が生活を営む上で支障がなく、安心して暮らせる状態のこと。具体的には、道路・施設・住宅などでの段差解消、エレベーター、スロープ、手すり、点字ブロック、音声による案内など。
ひ	PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つの行動で構成され、これらを連続して繰り返すことにより、質の向上や事業の円滑化を実現させようというシステム。
や	やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用可能なように、はじめから計画して実施し、その後も改良等を検討していくという考え方。
よ	幼保育園小中学校巡回事業	知立市内の子ども達に演劇、音楽、伝統芸能、舞踏等を体験・鑑賞してもらうために、幼稚園、保育園、小学校、中学校を巡回する事業。
ら	ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。
れ	レセプト点検	患者が受けた診療について、医療機関が保険者(知立市国保等)に請求する医療費の明細書のこと。患者氏名、性別、生年月日、医療機関名、診療科、病名、診療月に行った処置等の点数が記載されており、医療機関が月単位で作成する。診療行為ごとに点数が決められており、この点数を合算して、保険者に医療費を請求する。
わ	ワークライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活(子育てや親の介護、地域活動等)」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」という二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。

「輝くまち みんなの知立」
～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～

.....
第6次 知立市総合計画
.....

発 行 ● 知立市

〒472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地
電話番号：0566-83-1111 (代表)

ホームページ
<http://www.city.chiryu.aichi.jp/>

発行年月 ● 平成 27 年 3 月 発行

編 集 ● 企画部 企画政策課

輝くまち みんなの知立



第6次 知立市総合計画